

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第134号 平成28年度岩国市一般会計補正予算（第2号）

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第137号 平成28年度岩国市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第138号 平成28年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第141号 平成28年度岩国市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第142号 平成28年度岩国市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第143号 平成28年度岩国市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第148号 岩国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第150号 岩国市営住宅条例等の一部を改正する条例

議案第151号 愛宕地区排水施設JR横断部河川改修工事の工事委託に関する基本協定の一部変更について

議案第159号 柳井地域広域水道企業団規約の変更に関する協議について

以上9議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第150号 岩国市営住宅条例等の一部を改正する条例の審査におきまして、委員中から、「本市の市営住宅の募集のしおりには、盲導犬、介助犬及び聴導犬を除き、犬、猫などのペットは飼えませんと書かれているが、条例のどこに規定してあるのか。また、その実態はどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「市営住宅等におけるペットの飼育については、岩国市営住宅条例第25条の『入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない』という規定に基づき禁止しているもので、入居の際には、入居のしおりや住宅請書においてペットの飼育禁止を約束していただいている。しかしながら、実際には、ペットを飼育している入居者がおり、年間約30件の苦情が市に寄せられることから、職員が個別に指導に当たっている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「ペットの飼育が禁止されているにもかかわらず、それを飼育している入居者がいる以上、何らかの整理が必要なのではないか。条例改正後は、市営住宅の管理を指定管理者が行うことができるようになる中で、ペットを飼育している入居者がどのぐらいかといった実態把握に努めるべきではないか」との質疑があり、当局より、「正確に把握することは困難であろうが、まずは実態の把握に努め、その後、調査結果をもとに対応してまいりたい」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「指定管理者の選定に当たっては、市内の業者を育成することや、ひいては税収の還元につながることも踏まえ、総合的に判断すべきであり、そういった意味からも、市内の業者を優先させるべきではないか」との質疑があり、当局より、「今回の議案は、あくまで市営住宅等の管理を指定管理者に行わせることができるよう条例改正するものであるが、今後、岩国市ふるさと産業振興条例や、工事等の発注における市内業者優先発注の原則を踏まえ、現時点では市内業者の中から指定管理者を選定しようと考えている。また、指定管理者が行う住宅の修繕等への対応についても、地元業者への発注に努めるよう仕様書に定めるなど、市内業者へ配慮してまいりたい」との答弁がありました。

本議案につきましては、討論において、一部委員から、「指定管理者制度の導入は、正規職員の減員や予算の削減が懸念され、地域経済の衰退や税収の減少にもつながりかねない。このことから、その導入に係る必要性について理解できないため反対」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。